

1 基本理念

本プランの基本理念は、次のとおりとします。

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

本プランは、基本理念をもとに、障害のある人が、他の者と平等の選択の機会をもって、地域社会に完全に包容され、年齢や性別などにかかわらず、多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

2 基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のあるこどもの健やかな育成を図るため、次の9つの考え方のもとに、中期的な横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とするサービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供体制の整備を進めていきます。

2 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組めます（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、一人一人が障害についての知識及び理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁を取り除くよう、社会全体で取り組んでいきます。

3 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進）

全ての県民が、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことができるよう、手話を使用することができる環境の整備や手話言語の普及のための取組を進めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することができる環境づくりを進めます。

4 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、県内のどこでも必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

5 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、一人一人のニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所）が利用できるようにします。

6 グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします

地域の住まいの場となるグループホーム（共同生活援助）の開設を推進していくほか、地域における生活支援の機能をより強化するための地域生活支援拠点等の機能の充実を図ることにより、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、環境づくりを進めていきます。

7 福祉施設から一般就労への移行及び定着を推進します

就労支援機関や障害者就業・生活支援センター等における就労支援策の充実・活用を図ることにより、企業などで働くことを希望している人が、一般就労できるようにしていくとともに、一般就労した後の職場定着の支援を進めていきます。

また、特別支援学校高等部卒業生の一般就労についても、特別支援学校と障害者雇用に関する関連機関等との連携を強化して、促進していきます。

8 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材を育成するとともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体などを構成員とする県及び市町村が設置する自立支援協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを更に進めていきます。

9 障害のあるこども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のあるこどもの健やかな育成を支援します

障害のあるこども及びその家族に対し、障害の可能性のある段階から身近な地域で支援できる体制の整備を進めていきます。

また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するとともに、全てのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

3 計画の位置付け

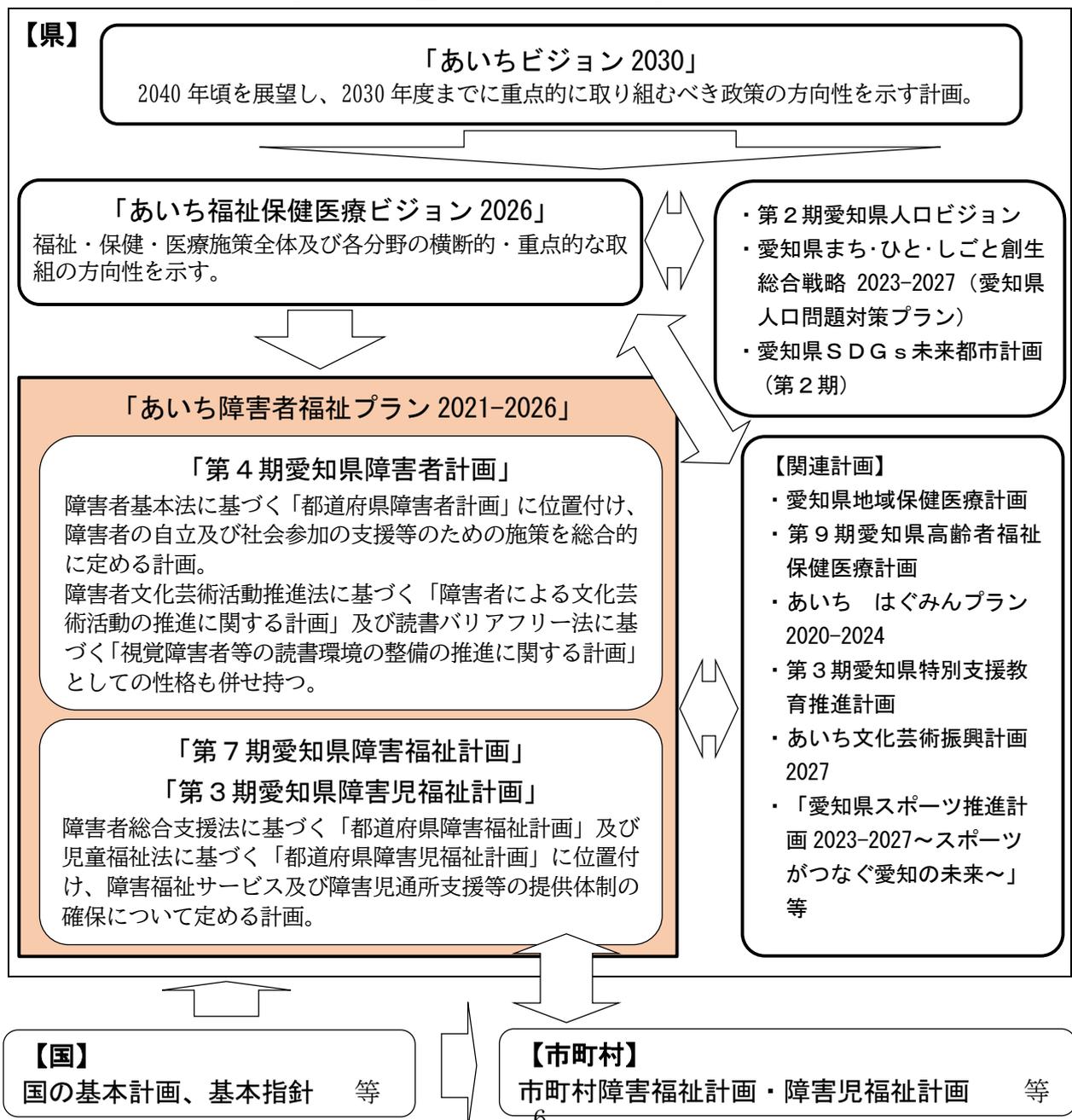
本プランは、次の計画に位置付けます。

- ・障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画（第4期）」
- ・障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画（第7期）」
- ・児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画（第3期）」

また、本プランは次の計画の性格を併せ持ちます。

- ・障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- ・読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

【計画の位置付けのイメージ図】（図表1）



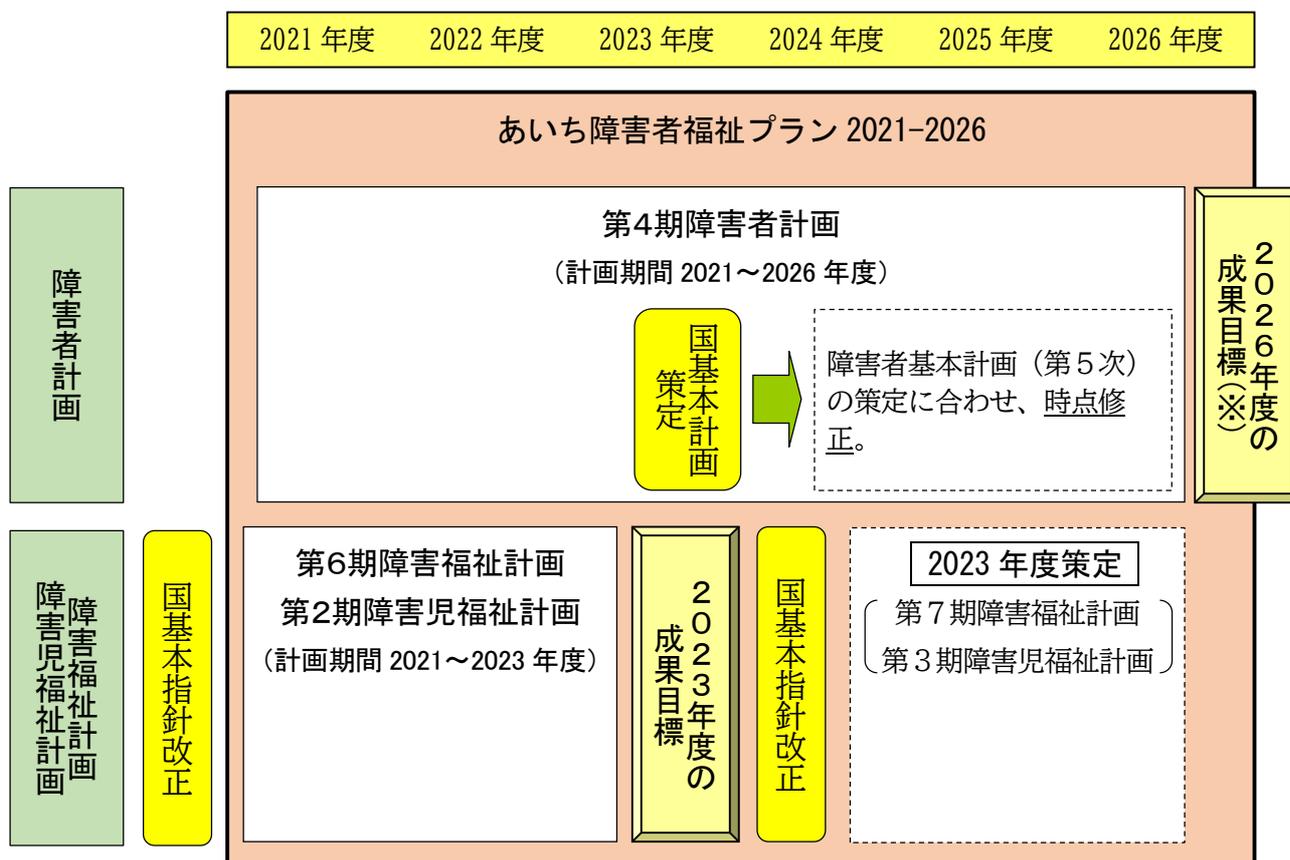
4 計画期間

本プランは、中期計画としての性格があることから、2021年度から2026年度までの6か年とします。

ただし、一体的に策定する障害福祉計画（障害児福祉計画）に該当する部分は、国の基本指針に即して、2021年度から2023年間までの3か年を第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）、2024年度から2026年度までの3か年を第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）とします。

なお、本プランは、第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の策定時に、当該部分の全面改訂を行うとともに、同時期に実施される国の障害者基本計画（第5次）の策定に合わせて、時点修正を行っています。

【計画期間のイメージ図】（図表2）



※ 国の障害者基本計画の成果目標に準じ、本県個別計画と整合性を図り設定するため、目標年次は2026年度以前の場合がある。

5 市町村との連携

障害のある人への支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村が、課題やニーズを把握し策定した市町村障害者計画及び市町村障害福祉計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、県内の障害者等の状況を踏まえて、中期的な横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等を行います。

また、本プランのうち障害福祉計画及び障害児福祉計画については、地域生活への移行などに向けて、必要となる障害福祉サービス等の基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、計画期間の終期である 2026 年度における障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域ごとの事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量」（第7章2）を踏まえながら、市町村との密接な連携を図り、広域的・専門的な視点から適切かつ着実な整備を推進していきます。

6 区域の設定

障害福祉計画及び障害児福祉計画においては、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、サービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。

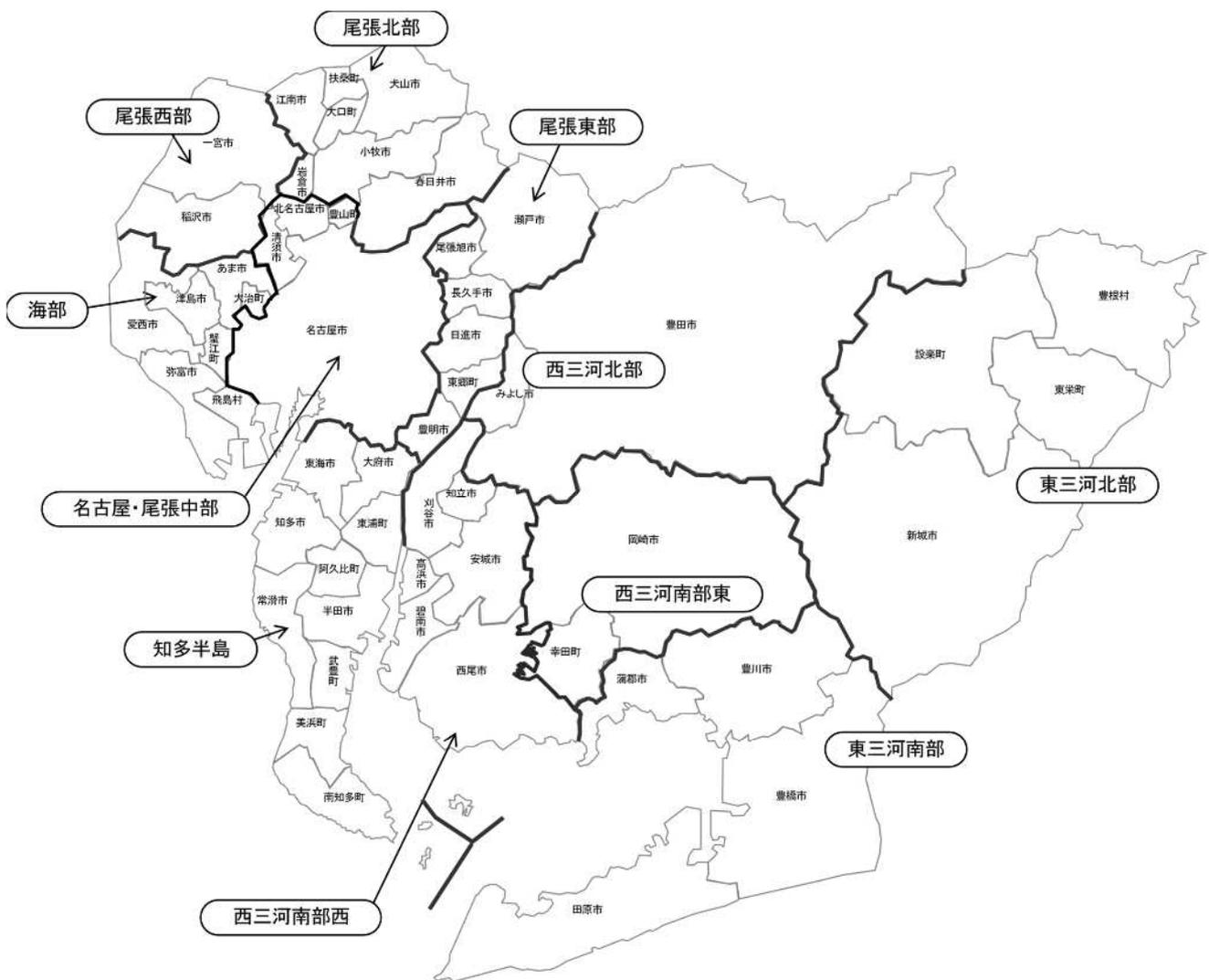
このため、県では、施策の広域的な実施区域として、2次医療圏及び老人福祉圏域と同一の11の障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を本計画の区域として設定します。

【注釈】

「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」については、2次医療圏の統合に伴い、第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）で統合しましたが、旧名古屋圏域と旧尾張中部圏域では、圏域に属する市町の実情に応じてそれぞれの圏域単位で事業・取組を進めていることから、従前の仕組みを維持・継続することを基本とします。

【障害保健福祉圏域】（図表 3）

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市



7 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

SDGsはSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

「誰一人取り残さない」を合言葉に、2030年を目標として、貧困削減、格差の是正、環境保護、持続可能な生産と消費、平和構築など多岐にわたる17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本県は、2019年7月に内閣府より「SDGs未来都市」に選定されたことを受け、「愛知県SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの達成に向けて取組を進めてきました。

この計画が2021年度に終了したため、2022年3月には、「愛知県SDGs未来都市計画（第2期）」（計画期間2022～2024年度）を策定し、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しています。

本計画を推進するに当たっては、多様性を認め合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現のため、SDGsの理念を意識しながら、施策に取り組みます。

【SDGsの目標と施策との関係】（図表4）

SDGsのゴール（抜粋）	ゴールに関連する主な施策
③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 	6 保健・医療の推進
④ すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 	7 雇用・就業、経済的自立の支援 8 教育の振興
⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	7 雇用・就業、経済的自立の支援
⑩ 各国内及び各国間の不平等を是正する 	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興
⑪ 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	1 安全・安心な生活環境の整備 3 防災・感染症対策・防犯の推進

※ 「ゴールに関連する主な施策」は、第5章の「各分野における障害者施策の基本的な方向」の項目を引用